所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月１１日

福岡法務局西新出張所　登記官　佐久間桂二

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2911-2026-0001	福岡市早良区梅林七丁目３７２番
2911-2026-0002	福岡市早良区梅林七丁目３７４番２
2911-2026-0003	福岡市早良区梅林七丁目５３４番２
2911-2026-0004	福岡市早良区梅林七丁目５３５番２
2911-2026-0005	福岡市早良区梅林七丁目５４８番３
2911-2026-0006	福岡市早良区梅林七丁目５４９番３
2911-2026-0007	福岡市早良区梅林七丁目５５０番２
2911-2026-0008	福岡市早良区梅林七丁目５５０番３